

定期自主検査者 安全教育（天井クレーン・移動式クレーン）のご案内

一般社団法人 日本クレーン協会 新潟支部

クレーンは労働安全衛生法により定期自主検査が義務づけられています。
つり上げ荷重が0.5トン以上の定期自主検査(年次・月例)を行う方に対する安全教育です。
修了者には修了証を交付し、年次定期自主検査実施のステッカーを購入することができます。

天井クレーン定期自主検査者安全教育

開催地	開催日	定員	学科会場
新潟市	30/3/27(火)	30	クレーン協会 新潟教習センター

【平成29年度の講習について】

- ・講習は定員になり次第締切りとなります。必ず申込み前にお電話にてご確認ください。
- ・申込書は必ず【29年度用】のものを使用してください。今年度より全ての申込書に**写真が必要**です。
(全講習の修了証が写真入りプラスチックカードとなります。)
- ・日程や会場が変更になる場合があります。
- ・クレーン協会の会員と会員外では受講料が異なります。
毎月クレーン誌が送付される事業場が会員です。ご不明な方は、お電話ください。

【その他】

- ・申込者が少数の場合は、開催を中止することがあります。
- ・受講人数が10名以上集まれば、団体出張講習も承ります。